

かつらぎ町

地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



和歌山県かつらぎ町



令和5年3月

(令和7年3月一部改定)

◆目次

	ページ数
1. 背景	1
2. 基本的事項	6
①目的	6
②計画の位置づけ	6
③対象範囲	7
④対象とする温室効果ガス	7
⑤基準年度・計画期間	8
3. 温室効果ガスの排出状況	9
4. 温室効果ガスの排出削減目標	11
①目標設定の考え方	11
②温室効果ガスの削減目標	11
5. 目標達成に向けた具体的な取り組み	12
①取り組みの基本方針	12
②温室効果ガスの排出削減に向けた本町の事務事業に おける取り組み	12
③その他の温室効果ガスの排出削減に向けた取組内容	14
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	16
①推進体制	16
②取組内容の点検・評価・見直し体制及び結果公表	17
③職員への環境教育の実施	17
参考資料	
取組対象となる施設一覧	18

1. 背景

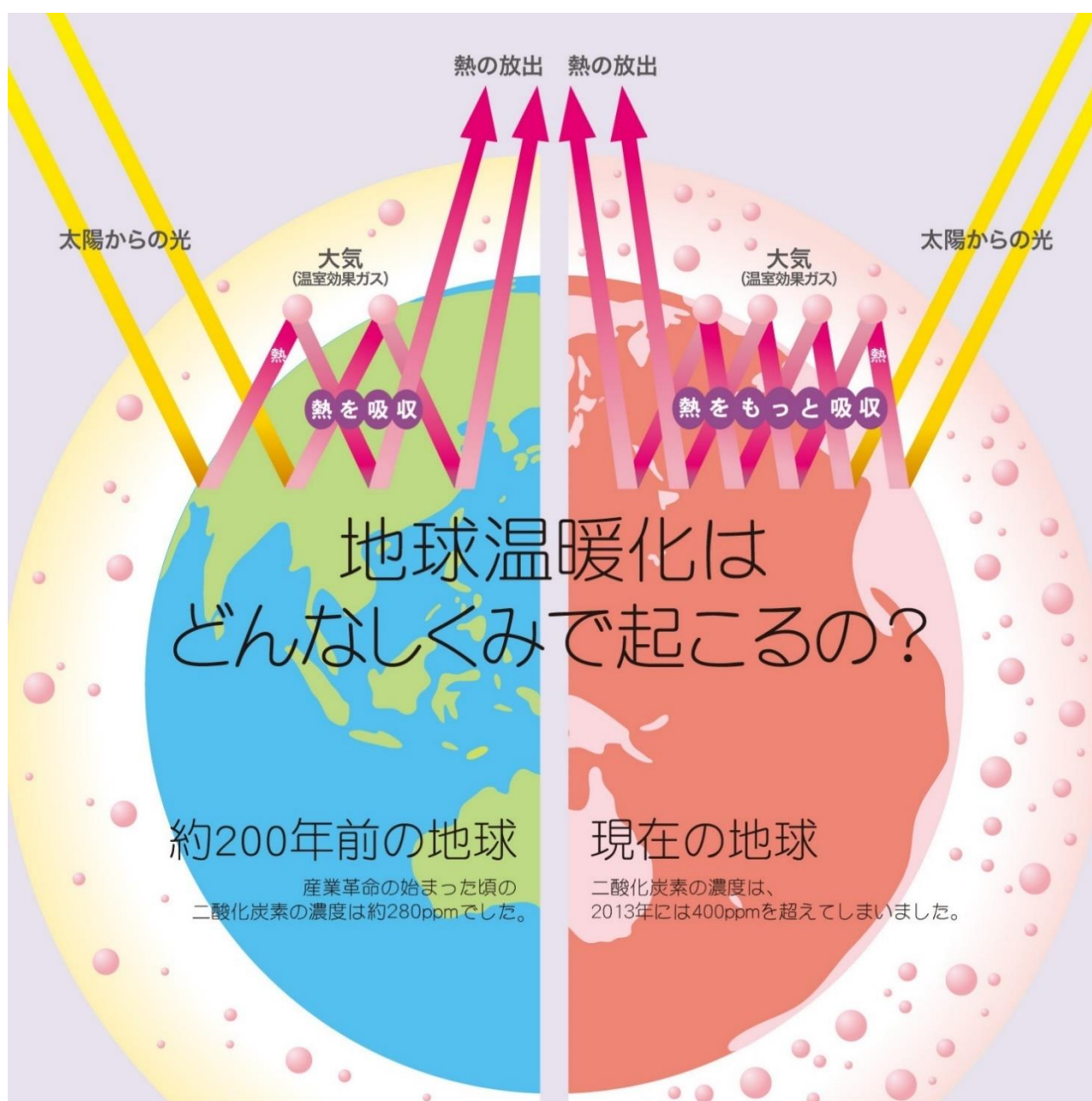
地球温暖化による気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。我が国においても平均気温の上昇、降雨量の変化（ゲリラ豪雨など）といった気候の変化に伴う自然災害の発生をはじめ、農作物や生態系への影響等が観測されています。地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

2015年3月には、中央環境審議会により「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」が取りまとめられました。この中で、我が国において重大性が特に大きく、緊急性も高いことに加え、確信度も高いと評価された小項目は、「水稻」、「果樹」、「病虫害・雑草」、「洪水」、「高潮・高波」、「熱中症」等の9項目でした。こうした評価を背景として、政府は、2015年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。本計画では、いかなる気候変動の影響が生じようとも、適応策の推進を通じて当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

同計画においては、気候変動の影響評価結果として、例えば、「農業、森林・林業、水産業」分野において、一等米比率の低下が予測されていることや、「自然災害・沿岸域」分野において、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加や大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化が予測されていることが記載されています。

地方公共団体においては、地域住民の生活に関連の深い様々な施策を実施していることから、地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い、その地域の気候変動の影響評価を行うとともに、その結果を踏まえて、各地方公共団体が関係部局間で連携し推進体制を整備しながら、自らの施策の中に「適応」を組み込むなど、総合的かつ計画的に取り組むことが重要であるとされています。



(出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<https://www.jccca.org/>)より)

地球温暖化対策をめぐる国際的動向

2015 年、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、**1.5℃に抑える努力を追求すること**」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

また、2015 年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ※」が全会一致で採択され、先進国のみならず発展途上国を含むすべての国が 2030 年までに全世界で達成を目指す国際目標（SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））が示されました。SDGs は 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを謳っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的な）目標であり、日本としても「経済・社会・環境」をめぐる幅広い課題の解決に向けて積極的に取り組んでいます。（※アジェンダ…実行に移されるべき事柄、の意）



（出典：国際連合広報センター）

地球温暖化対策をめぐる日本国内の動向

政府は、2015年7月に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、同年12月のパリ協定の採択を受け、政府は同年12月22日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。

その後、2016年5月に開催した地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、目指すべき方向として中期目標（2030年までに26%減）・長期目標（2050年までに80%減）を見据えた戦略的取り組み、世界の温室効果ガスの削減に向けた取り組みを掲げています。

そして、2020年10月、「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、中期目標として2030年度において2013年度比46%削減を目指すこと、さらに50%減の高みに向け、挑戦を続けることを表明しました。



(出典：気候変動適応情報プラットフォーム)

本町の取り組み

地方公共団体は、温対法第21条第1項により、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。また、地球温暖化対策計画においても、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められています。

本町においても、自らが行う事務・事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化対策の推進を実現するため、「かつらぎ町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。



SDGs（持続可能な開発目標）における地球温暖化対策の位置付け

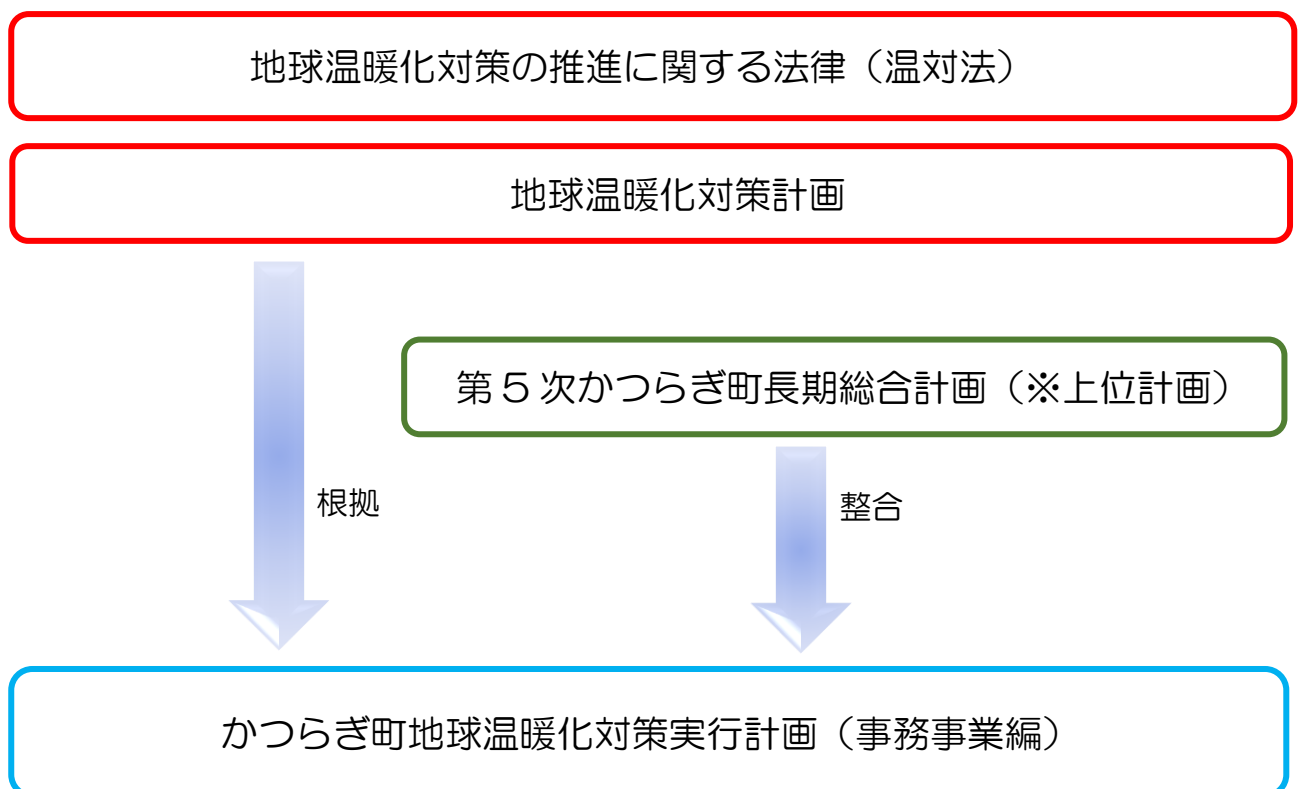
2. 基本的事項

①目的

本計画は、温対法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本町が行う事務・事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制するとともに、来訪者や施設利用者に対しても啓発や情報提供を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として策定するものです。

②計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）であり、上位計画である「第5次かつらぎ町長期総合計画」に即し、策定します。



③対象範囲

対象とする範囲は、本町が行う全ての事務・事業とし、エネルギーの排出を行う全ての組織及び施設を対象とします。（巻末別表）

なお、外部委託等により個別のエネルギー使用量の把握が困難な施設や事業は対象から除外しますが、温室効果ガスの抑制について可能な限り、本計画の趣旨に沿った取組実施を要請するものとします。

④対象とする温室効果ガス

当町の事務事業では、下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院がなく、メタンや一酸化二窒素等の排出による影響がほとんどないため、対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、国内排出量全体の約 **91** %を占める「二酸化炭素」とします。

＜温対法で定める温室効果ガス＞

温室効果ガスの種類	主な発生要因	国内の温室効果ガス全体に占める割合※
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気、燃料（ガソリン、灯油など）の使用	90.8%
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	エアコン（自動車用）の使用	4.5%
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行（ガソリン、軽油）	2.5%
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行（ガソリン、軽油）	1.7%
パーフルオロカーボン類（PFCs）	電子部品等のエッチング （※エッチング＝表面加工法の一つ）	0.3%
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	変圧器の電気絶縁ガス	0.2%
三フッ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造時のドライエッチング	0.03%

※数値は環境省2022年度速報値より

⑤基準年度・計画期間

基準年度を2013年度（平成25年度）とし、計画期間を2023年度（令和5年度）から2030年度（令和12年度）までの8年間とします。また、技術進歩や社会情勢の変化、対象施設の増減等が想定されることから、計画開始から5年後の2027年度（令和9年度）に、計画の見直しを行います。

※基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいいます。
かつらぎ町では、国の地球温暖化対策に準じ、2013年度とします。

◎計画期間のイメージ

2013 年度	．．．	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
平成 25 年度		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
基準年度		← 計画期間 (始期)				計画 見直し			→ 計画期間 (終期)

3. 温室効果ガスの排出状況

本町の事務・事業における温室効果ガスの排出量は、基準年度である2013年度（平成25年度）において、**2,199 t-CO₂**となっています。

※単位の t-CO₂とは、温室効果ガスの発生量（重量 t）を表す単位のこと、異なる種類の温室効果ガスを CO₂基準で換算して重量で表したものです。

温室効果ガスの排出量の算出方法は「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成27年4月、環境省地球環境局地球温暖化対策室）を基に、温室効果ガス排出量算定支援ツール「かんたん算定シート Ver4.3」により算出しています。

◆二酸化炭素排出量（t-CO₂）の算出方法

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{燃料使用量} \times \text{燃料ごとの排出係数}$$

◎燃料ごとの排出係数一覧（主なもの）

燃料の種類	単位	排出係数（t-CO ₂ /単位あたり）
ガソリン	リットル	0.002320
灯油	リットル	0.002490
軽油	リットル	0.002580
A重油	リットル	0.002710
LPガス	kg	0.003000
電気（関西電力）※	kWh	0.000514

※電気の排出係数は年度及び電力会社によって変動します。（表中の数値は2013年度のもの）

(参考) 基準年度(2013年度)における所属ごとのエネルギー活動量

所管課(室)	電気 (kWh)	ガソリン (ℓ)	灯油 (ℓ)	軽油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPガス (kg)
総務課	291,400	0	1,006	0	0	1,105
企画公室	0	0	0	0	0	0
会計課	0	0	0	0	0	0
管財情報課	22,833	13,484	0	925	0	0
危機管理課	72,967	712	0	1,716	0	78
税務課	436	2,287	0	0	0	0
住民福祉課	91,856	0	0	0	0	0
健康推進課	121,560	4,552	2,104	0	0	12,618
産業観光課	57,411	978	708	37	0	0
建設課	51,336	0	0	0	0	0
上下水道課	1,874,482	5,450	753	181	0	22
議会事務局	0	0	281	0	0	44
環境課	91,244	3,538	30,319	0	0	48
花園地域振興課	151,109	5,469	27,374	1,752	2,000	2,577
教育総務課	130,819	210	8,824	0	0	1,680
生涯学習課	605,926	156	905	0	11,000	232
合 計	3,563,380	36,836	72,273	4,610	13,000	18,404
t-CO ₂ 換算	1,831.6	85.5	180.0	11.9	35.2	55.2
t-CO ₂ 合計	2,199 t-CO ₂					

※機構改革により当時の課名とは一部異なりますが、便宜上現在の課室名で記載しています。

※本庁舎全体の電気使用量は総務課で算出しています。

※公用車(集中管理)のガソリン使用量は管財情報課で算出しています。

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

エネルギー種別での内訳は、電気が全体の83.3%と高い割合となっています。以下、灯油(8.2%)、ガソリン(3.9%)、LPガス(2.5%)、A重油(1.6%)、軽油(0.5%)となっています。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

①目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえ、本町の事務・事業における温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

②温室効果ガスの削減目標

国が地球温暖化対策計画で定めた部門別目標にあわせ、2030年度（令和12年度）までに対2013年度（基準年度）比で**51%**削減を目標とします。

2013年度 CO ₂ 排出量	削減割合	2030年度 CO ₂ 排出目標
2,199 t-CO ₂	国の削減目標（全体） 46%削減 →	1,187 t-CO ₂
	国の努力目標（全体） 50%削減 →	1,099 t-CO ₂
	国の部門別削減目標 （その他業務） 51%削減 →	1,077 t-CO ₂

5. 目標達成に向けた具体的な取り組み

①取り組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因となる電気及び燃料等のエネルギー使用量削減に取り組めます。

②温室効果ガスの排出削減に向けた本町の事務事業における取り組み

業務中はもちろんのこと、家庭内でも活用できる取り組みは実践していきます。

◎照明の使用量削減

- ・業務時間外の点灯は必要最低限のものとする。
- ・昼休憩時（12時～13時）は窓口以外、できる限り消灯する。
- ・自然光の取り込みで十分な光量が得られる場合は消灯する。
- ・照明器具の定期的な清掃を実施する。

◎エアコンの使用量削減

- ・使用時の適切な温度設定を徹底する。
- ・フィルターの定期的な清掃や点検を行い、適正な環境を保つものとする。
- ・クールビズ、ウォームビズを実施し、冷暖房の使用抑制に繋げるものとする。
- ・在室者の状況に合わせ、間欠運転する。
- ・遮熱カーテン、遮光フィルム類の適切な運用を図る。
- ・室外機への遮光を図り、不要な電力の使用にならないよう努める。
- ・サーキュレーターの併用を図る。

◎OA 機器の使用量削減

- ・ 常時使用しない機器は電源プラグを抜くなど、節電に努めるものとする。
- ・ 離席時にはスリープ機能を活用するなどし、パソコン画面を消灯する。
- ・ 各課室の最後に退庁する者は、OA 機器の電源が確実に切られているか確認する。

◎公用車の燃料使用量削減

- ・ 計画立てて公用車の EV 化を進めていく。
- ・ 走行時の車間距離にゆとりを持ち、急加速・急減速を減らすものとする。
- ・ e スタート（ふんわりアクセル）を意識するものとする。
（最初の 5 秒で時速 20 km 程度にすることで 10% 程度燃費が改善）
- ・ 無駄なアイドリングの禁止。
（10 分間のアイドリングで 130 cc 程度燃料を消費）
- ・ タイヤの空気圧チェックを習慣づける。
（空気圧が適正値より 50 kPa 不足すると市街地で 2% 程度、郊外で 4% 程度燃費が悪化）
- ・ 余分な荷物は積まない。
- ・ 研修等の出張時は公共交通機関の利用を心掛ける。

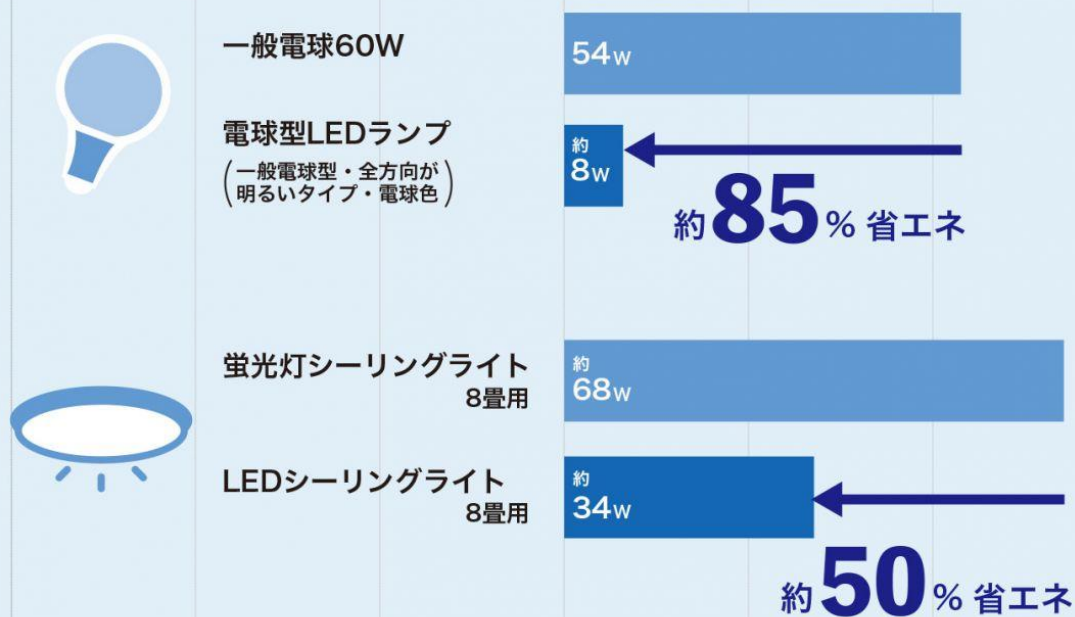
◎施設設備等の改善

- ・ 照明を LED など高効率照明に変更する。（2030 年度に 100%）
- ・ 設置可能な建物の 50% 以上において太陽光発電設備を設置する。
- ・ 再生可能エネルギー電力の調達を推進する。
- ・ 木質バイオマス発電の導入を検討する。
- ・ 本庁舎の移転時における ZEB 化を検討する。
- ・ 公共施設における高断熱化や高効率空調設備等の省エネ設備の導入を推進する。

LED照明は どのくらい省エネなの？

一般電球・蛍光灯器具との消費電力比較例

出典) 「あかりの日」委員会 参考) スマートライフおすすめBOOK 2019年度版



※国内の代表的なランプ・照明器具の消費電力 (W数) を用いて比較しています (2018年7月1日現在)
※蛍光灯シーリングライト用ランプは環形30w形+40w形の場合

(出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<https://www.iccca.org/>)より)

③その他の温室効果ガスの排出削減に向けた取組内容

以下の取組内容は、本町の事務・事業における温室効果ガス排出量に直接影響はしませんが、地球環境を考えたときに取り組むべき事柄と考えますので、積極的に推進を図ります。

◎水の使用量削減

- ・給湯室や洗車時の節水に努める。(水を出しっぱなしにしない)
- ・水漏れ点検の徹底を図る。

◎紙の使用量削減

- ・両面印刷に努める。
- ・庁内会議時の内部資料は裏紙を積極的に活用する。
- ・タブレット端末を利用するなど、資料のペーパーレス化に努める。
- ・事務手続きのペーパーレス化（申請書の統合など）を進める。
- ・使用済みの封筒は庁内連絡用のリサイクル封筒として再活用に努める。

◎廃棄物の削減

- ・ごみの分別に努め、リサイクル活用を促す。
- ・購入時には、リユース可能な製品を優先的に選択する。

◎5R

- ・紙コップなどの使い捨て用品の使用や購入を控える。（リデュース）
- ・包装や梱包の簡素化、エコバックの利用を徹底する。（リデュース）
- ・包装や梱包（段ボールなど）を再使用する。（リユース）
- ・トナーカートリッジの回収とリサイクルを進める。（リサイクル）
- ・コピー機、パソコンなどのOA機器はリサイクルしやすい素材を使用しているものを採用する。（リサイクル）
- ・過剰な包装やレジ袋などの提供を断る。（リヒューズ）
- ・可能な限り、修理・修繕して長く使用する（リペア）

リヒューズ【拒否】 ごみになるものを拒否する。発生源を断つ

リデュース【発生抑制】 必要以上の消費・生産を抑制、あるいは行わない

リユース【再使用】 一つのを捨てずに繰り返し使用

リサイクル【再生利用】 同類の製品あるいは違う製品の素材として再生利用

リペア【修理】 修理・修繕することで長く使用

◎緑化や美化の推進

- ・地域で実施している美化活動に積極的に参加する。
- ・敷地内、壁面、屋上などの緑化を行う。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

①推進体制

町長をエネルギー管理統括者とし、事務局にて取りまとめた結果を年度ごとに庁内委員会に報告します。

かつらぎ町地球温暖化対策庁内委員会

委員長：町長

副委員長：副町長、教育長

委員：各課室長

事務局：環境課

- ・脱炭素に関する施策の推進
- ・改定、見直しに関する協議・決定
- ・各課室、施設の取組状況の定期報告（委員）

- ・年度ごとの結果報告

かつらぎ町地球温暖化対策庁内委員会幹事会

幹事長：参事（担当）

構成員：企画公室長、環境課長、花園地域振興課長、
生涯学習課長

役割：脱炭素に関する具体的な事項の調査、研究

CO₂削減に関する情報の収集及び情報提供

- ・取り組みの推進（委員）

町職員（会計年度任用職員も含む）

役割：地球温暖化対策に関する取り組みの実行

②取組内容の点検・評価・見直し体制及び結果公表

かつらぎ町事務事業編は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、かつらぎ町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

（１）毎年のPDCA

かつらぎ町事務事業編の進捗状況は、各課室の地球温暖化対策推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局は、その結果を整理して幹事会を経て、庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度を取組の方針を決定します。

（２）見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2027年度・令和9年度）に改訂要否の検討を行い、必要がある場合には2028年度（令和10年度）にかつらぎ町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定を行います。

（３）結果の公表

温室効果ガスの排出量等については、年度ごとに町ホームページ等で公表します。

③職員への環境教育の実施

地球温暖化対策の推進を目指し、全職員に対しての研修や講習会を実施します。

また、推進責任者を通じ、日頃からのエネルギー節約に努めます。

【参考資料】 取組対象となる施設一覧（令和 7 年 3 月末現在）

施設名	所管課	所在地
役場本庁	総務課、他	丁ノ町 2 1 6 0 番地
大谷地域交流センター	総務課	大谷 8 6 8 番地の 1
中飯降地域交流センター	総務課	中飯降 1 4 4 8 番地の 1
河南地域交流センター	総務課	東渋田 6 6 7 番地の 1
河南地域交流センター（新館）	総務課	東渋田 6 6 7 番地の 1
丁ノ町地域交流センター	総務課	丁ノ町 4 5 9 番地の 1
丁ノ町地域交流センター（新館）	総務課	丁ノ町 4 5 9 番地の 1
四郷地域交流センター	総務課	広口 1 1 9 7 番地
天野地域交流センター	総務課	下天野 9 3 0 番地
新城地域交流センター	総務課	新城 2 4 3 番地
志賀地域交流センター	総務課	志賀 1 3 4 7 番地の 3
四郷体験住宅	企画公室	広口 1 1 9 3 番地の 2
天野体験住宅	企画公室	下天野 1 0 4 2 番地の 2
新城体験住宅	企画公室	新城 7 5 3 番地の 2
旧志賀小学校	管財情報課	志賀 1 2 1 4 番地
旧花園中学校	管財情報課	花園北寺 1 8 9 番地の 1
防災センター	危機管理課	丁ノ町 2 3 3 6 番地の 3
妙寺防災倉庫	危機管理課	妙寺 1 9 番地の 1 0
中飯降消防庫	危機管理課	中飯降 1 6 2 0 番地
丁ノ町消防庫	危機管理課	丁ノ町 4 0 3 番地の 2
大谷地域コミュニティ消防センター	危機管理課	大谷 1 9 9 番地の 1 7
佐野消防庫	危機管理課	佐野 5 8 9 番地の 1
笠田東消防庫	危機管理課	笠田東 3 9 6 番地の 3
四郷消防庫	危機管理課	広口 1 1 6 8 番地の 1
第 4 分団機動隊消防納庫	危機管理課	広口 6 9 7 番地の 4
三谷地域コミュニティ消防センター	危機管理課	三谷 1 6 3 7 番地の 4
渋田コミュニティ消防センター	危機管理課	東渋田 3 3 3 番地の 2
平沼田消防庫	危機管理課	東渋田 6 6 1 番地の 1

天野消防庫	危機管理課	下天野９３９番地
新子消防器具庫	危機管理課	花園新子９６番地の２
久木消防器具庫	危機管理課	花園久木２８３番地
梁瀬消防器具庫	危機管理課	花園梁瀬５３７番地の５
三谷水防庫	危機管理課	三谷１５８７番地の９
笠田東水防庫	危機管理課	笠田東６０３番地の１
地域福祉センター	住民福祉課	丁ノ町２３３８番地の２
老人憩の家	住民福祉課	萩原６５番地の１
ゆうゆうコミュニティホーム	住民福祉課	妙寺１４６番地の２
高齢者生活福祉センター	住民福祉課	花園梁瀬１５７８番地の２
保健福祉センター	健康推進課	丁ノ町２１４８番地の１
花園保健福祉館	健康推進課	花園中南２５０番地
花園保健センター	健康推進課	花園梁瀬１４８６番地の５
天野診療所	健康推進課	下天野９４２番地の１
都市と農村の交流施設	産業観光課	西飯降６１２番地の１
笠田駅前観光案内所	産業観光課	笠田東１９番地の１
かつらぎ西PA 地域振興施設	産業観光課	笠田東１２７１番地の２８
万葉の里公園	産業観光課	窪４８７番地の２先
いこいの広場	産業観光課	窪４８７番地の２先
町石道神田公衆便所	産業観光課	神田１０番地の１
笠田駅前公衆便所	産業観光課	笠田東１９番地の１
大久保公衆便所	産業観光課	平４３３番地
河南公衆便所	産業観光課	寺尾５４番地の１６８
中飯降駅前公衆便所	産業観光課	中飯降２３６番地
宝来山観光公衆便所	産業観光課	萩原６０番地
志賀地域交流センター前公衆便所	産業観光課	志賀１３４７番地の３
堀越園地便所	産業観光課	東谷１３６０番地
世界遺産町石道駐車場公衆便所	産業観光課	上天野７９７番地
佐野公園	建設課	佐野８０８番地の１
かつらぎグリーン公園	建設課	佐野４６３番地
志賀トンネル	建設課	志賀地内

妙寺街灯	建設課	妙寺地内
丁ノ町街灯	建設課	丁ノ町地内
移隧道	建設課	移地内
大門口橋	建設課	笠田東・東渋田地内
平沼田トンネル	建設課	平沼田地内
紀の川用水送水施設	建設課	
妙寺駅前公衆トイレ	建設課	丁ノ町２２２８番地の１１
佐野街灯	建設課	佐野地内
水道事業所	上下水道課	佐野１３３２番地の２
大久保飲料水供給施設	上下水道課	平地内
宮本飲料水供給施設	上下水道課	宮本地内
山崎飲料水供給施設	上下水道課	山崎地内
広口簡易水道	上下水道課	広口地内
渋田簡易水道	上下水道課	東渋田、平沼田地内
見好東部簡易水道	上下水道課	三谷地内
教良寺簡易水道	上下水道課	教良寺地内
御所簡易水道	上下水道課	御所地内
天野簡易水道	上下水道課	下天野、星山地内
新城簡易水道	上下水道課	新城地内
花園梁瀬簡易水道	上下水道課	花園梁瀬地内
中飯降マンホールポンプ	上下水道課	中飯降地内
佐野マンホールポンプ	上下水道課	佐野地内
笠田東マンホールポンプ	上下水道課	笠田東地内
かつらぎ西PAマンホールポンプ	上下水道課	笠田東、笠田中地内
笠田中マンホールポンプ	上下水道課	笠田中地内
背ノ山マンホールポンプ	上下水道課	背ノ山地内
移マンホールポンプ	上下水道課	移地内
かつらぎ斎場	環境課	妙寺１４７１番地の１９
不燃物中間処理場	環境課	笠田東１２７１番地の９
花園支所	花園地域振興課	花園梁瀬６４５番地の４
地域文化振興施設	花園地域振興課	花園梁瀬６３９番地の１

金剛緑地広場	花園地域振興課	花園新子２６６番地の３
新子ふるさと村	花園地域振興課	花園新子９６番地
守口体育館	花園地域振興課	花園梁瀬９１９番地
花圃の里	花園地域振興課	花園梁瀬７７９番地の１
花圃の里倉庫（花園老人憩の家）	花園地域振興課	花園梁瀬７３６番地の４
久木公衆便所	花園地域振興課	花園久木２８８番地の３
久木園地公衆便所	花園地域振興課	花園久木３６番地
中南公衆便所	花園地域振興課	花園中南２３９番地
北寺公衆便所	花園地域振興課	花園北寺６番地の１
梁瀬公衆便所	花園地域振興課	花園梁瀬７４９番地
臼谷公衆便所	花園地域振興課	花園梁瀬１９５８番地
花園幼稚園	教育総務課	花園梁瀬６６４番地の５
渋田小学校	教育総務課	東渋田１５１番地の１
笠田小学校	教育総務課	笠田東５５８番地
大谷小学校	教育総務課	大谷３３８番地
妙寺小学校	教育総務課	妙寺８５７番地
梁瀬小学校	教育総務課	花園梁瀬５６７番地の１
笠田中学校	教育総務課	笠田東１３２番地
妙寺中学校	教育総務課	妙寺５８１番地
かつらぎ総合文化会館	生涯学習課	丁ノ町２４５４番地の１
妙寺公民館	生涯学習課	妙寺４４５番地の１
笠田公民館（笠田ふるさと交流館）	生涯学習課	笠田東３９６番地の３
笠田公民館佐野分館	生涯学習課	佐野５５０番地の１
三谷公民館	生涯学習課	三谷１６７０番地の２
大谷公民館	生涯学習課	大谷２８８番地の５
見好公民館	生涯学習課	東渋田５０番地
四邑公民館	生涯学習課	御所８番地の２
西渋田児童館	生涯学習課	西渋田６１番地の１
高田児童館	生涯学習課	高田６７番地の２
丁ノ町児童館	生涯学習課	丁ノ町２９７番地の１
笠田東児童館	生涯学習課	笠田東３５３番地の１

中飯降児童館	生涯学習課	中飯降２８４番地の１
大谷児童館	生涯学習課	大谷１４７番地の１
かつらぎ西部公園	生涯学習課	窪３９２番地の６外
西部公園水源ポンプ	生涯学習課	窪地内
かつらぎ体育センター	生涯学習課	丁ノ町２５２７番地
東茨田軽スポーツセンター	生涯学習課	東茨田４２８番地の８
かつらぎ公園スポーツセンター	生涯学習課	丁ノ町２５２７番地
文化財収蔵庫	生涯学習課	大谷１４７番地の１
かつらぎ公園トイレ（西）	生涯学習課	丁ノ町２５２７番地
かつらぎ公園トイレ（東）	生涯学習課	丁ノ町２５２７番地
河南公園公衆トイレ	生涯学習課	東茨田６２６番地の１１
中飯降公園公衆トイレ	生涯学習課	中飯降１３４４番地の９７

【令和 7 年 3 月一部改定内容】

◎第 5 章 目標達成に向けた具体的な取り組み

②温室効果ガスの排出削減に向けた本町の事務事業における取り組みに、次の一文を追加。

・ 公共施設における高断熱化や高効率空調設備等の省エネ設備の導入を推進する。

◎参考資料 取組対象となる施設一覧を、令和 7 年 3 月末現在のものに更新